

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会

# 社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会

## 令和4年度 事業計画書

大仙市では、人口減少と少子・高齢化が進行する中で、多様な生活課題を抱えて支援を必要とする方々が増加している反面、地域活動の担い手不足などによって住民の相互扶助機能は低下の一途をたどっており、また近年では自然災害による社会的不安の顕在化や新型コロナウイルス感染症の影響によって生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動などにも大きな影響を与えています。

こうした中で、社協会費の減少や収益事業の柱である介護部門の度重なる報酬改定などによる収入減少によって単年度赤字が常態化している本会の今後の経営においても、時代の変化に合わせた、また、地域福祉、総合相談・権利擁護、介護・生活支援サービスという各部門を持ち、地域住民ボランティアをはじめ多様な福祉関係者などつながっているという社協の強みを最大限活かすため、部門を超えた連携による、経営基盤強化に向けた新たな戦略が必要となってきました。

今年度は、「自助」「共助」「公助」の一層の強化とそれぞれの連携による「地域共生社会」の実現を目指すため、令和2年度に市と協同で策定した「第4次大仙市地域福祉計画・第5期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の、市との連携による着実な実行に努めます。

また、本会の実績を活かして、地域福祉に取り組む住民や各団体の「連携・協同の場」の中核を担うとともに、経営基盤を強化することで社協としてのセーフティネットの役割を果たしていくため、令和3年度新たに策定した「本会経営改善計画・行動方針」に基づいた取組を進めることで、地域の全ての人々が共に支え合い、安心していきいきと暮らすことができる福祉社会の実現を目指します。

両計画の取組については、社協の使命・経営理念・基本方針について役員及び全職員が共通認識を持ったうえで進める必要があることから、以下のとおり社協の使命・経営理念・基本方針を定めます。

### ○使命

・本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

### ○経営理念

・本会は、この使命を達成するために以下の理念に基づき事業を展開する。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることのできる福祉サービ

スの実現

- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

## ○基本方針

・本会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づいて以下の基本方針により経営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

## ○事業展開の基本的考え方

・本会は、「連携・協働の場」として地域住民の複合化・多様化した地域生活課題や潜在的ニーズを受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みを多様な地域関係者と協働してつくることを目的に、各部門間における相互連携の強化を図りながら、具体的な事業展開をする。

## I 法人運営部門

- ①理事会、評議員会等の運営
- ②財務運営・管理
- ③自主財源確保などのための経営改善・重点事業担当の配置(令和4年度新規)
- ④リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- ⑤計画的な採用・異動・キャリアパス等の人事管理
- ⑥研修・能力開発等による計画的な人材育成
- ⑦労働法制に基づいた適切な労務管理
- ⑧「経営改善計画・行動方針」の進行管理及び見直し(令和4年度新規)
- ⑨法人としての災害時対応とBCP(事業継続計画)の策定・推進
- ⑩広報戦略、SNS等を活用した本会の情報発信 等

## Ⅱ 地域福祉部門

地域福祉部門では、住民や各関係機関・団体と協働で地域の福祉力を高めていくために、必要な事業はこれまで以上に充実強化を図り、また新規事業や行政等からの新たな受託事業に取り組むなど、限られた職員体制の中でも役員やボランティアなどあらゆる関係者と力をあわせ、積極的な事業展開を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見えない中、今年度も引き続き、感染拡大防止対策を市や関係機関等と密接に連携し進めます。

### 1. 「つながろう！」地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します

#### ① ゆいゆい交流会助成事業

町内会や自治会が自主的に開催する交流会（ゆいゆい交流会）へ、経費の一部助成を行います。この交流会は、世代を問わず、住民同士のつながりの強化や、高齢者の介護予防・引きこもりの防止を目的として行います。

#### ② ふれあいサロン事業

町内や地区単位で生きがいや仲間づくり、介護予防を目的とした交流の場づくりを行います。社協は、地域での自主新規サロンの立ち上げや既存の社協主導の定例サロンの自主化に向けての支援、既存の自主サロンの側面支援などを進めます。

#### ③ 無料出前講座

町内会、自治会、老人クラブや各種グループ等の団体が開催する講座や研修会などに、要請に応じて講師となる職員を派遣します。

#### ④ レクリエーション用具の貸出

地域で行うサロン等で使用する風船バレー、スカットボール等のレクリエーション用具を無料で貸出します。

#### ⑤ サロンお助けバンク

ふれあいサロンなどで体操、ヨガ、ゲーム、歌や踊りなどを指導したり、披露する団体や個人を登録し、ふれあいサロンやゆいゆい交流会の主催者と結びつけます。

#### ⑥ 高齢者等交流事業

地域ごとに高齢者世帯等を対象として、会食会やレクリエーション、買い物などの交流会を実施します。

## ⑦男性料理教室

男性が一人で調理できるように、関係機関の協力を得て、全地域での開催を目指します。参加者が食事を共にすることで交流の場にもつなげます。

## ⑧地域の独自事業

### ○ふれあいサロン祭り(神岡)

神岡地域のサロン参加者が一堂に集うふれあいサロン祭りを実施します。

### ○笑顔あふれるわくわくふれあいサロン(仙北)

仙北地域住民を対象に、冬期間の閉じこもり予防と交流を目的に、柵の湯を会場に集いの場を開催します。

## 2. 「育てよう！」地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます

### ①ボランティアセンターの運営

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や活動先の紹介、ボランティア情報の提供を行います。また、ボランティア活動のニーズ把握を適切に行い、ボランティア活動のマッチング作業を十分にできるように体制を整えます。

### ②ボランティア講座の開催

様々な技術や人のネットワークを持つ方々を対象に、社協の各事業などで即戦力として活動していただくための総合的なボランティア講座を開催します。

### ③災害ボランティアセンターの運営

市が設置する災害ボランティアセンターの運営を担い、ボランティアの募集やニーズ調査を実施し、要請のある被災者に対しボランティアの派遣を行います。

また、発災時に備え、発災後に活動できる市民ボランティアの事前登録と災害ボランティアに関する研修等を進めます。今後は、より迅速な対応を目指し、通常のボランティアセンターの運営の中で、平時からの事前準備や関係団体等との連携に努めます。

### ④ボランティア連絡協議会活動の支援

ボランティア連絡協議会に対する支援を行います。また、ボランティア連絡協議会に加入している芸能ボランティア等と、各地で行われているサロンとの連携を進め、相互の活動の活性化を図ります。あわせて、サロンお助けバンクへの加入を進めます。

### ⑤除雪ボランティア「大仙雪まる隊」活動の支援

除雪ボランティアに対する支援を行います。除雪活動にあたっては、ボランティアと民生児童委員、行政等と連携を図りながら、適切で効果的な活動が行われるよう支援していきます。

#### ⑥ サマーショートボランティア事業

小・中・高校生を対象に、夏休みを利用してできるボランティア活動の機会を提供します。また、より多くの児童・生徒が活動できるよう、市内の社会福祉法人等と連携して新規受入施設の開拓を進めます。

#### ⑦ バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」

小・中・高校生の高齢者や障がい児・者に対する意識を高め、バリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するため、学校と連携して授業（体験談の傾聴、車いす、視覚障がい体験、高齢者体験）を行います。

また、実施にあたっては児童・生徒を補助する市民ボランティアを募り、市民の意識を高める機会にもします。

#### ⑧ 小・中学校向け福祉の出前講座

「私の住む地域の福祉を学ぶ」などをテーマに地域の福祉事業を交えながら、次代を担う子どもたちに対して講話を行います。

#### ⑨ 福祉教育担当者連絡会

中央、東部、西部の地域ごとに小・中・高等学校・支援学校と連絡会を開催し、福祉教育や社協事業に関する意見交換を行い、福祉活動に対する理解を深め、相互の協力を進めます。

#### ⑩ 市内の社会福祉法人との連携（新規）

地域における公益的な取り組みの役割を担う社会福祉法人と連携・協働し、長年培ってきたノウハウや専門性、有する資源を提供していただく仕組みづくりを進めます。地域の福祉ニーズをまとめ、協力してほしいメニューを各法人に提供し、参加を呼び掛けます。

#### ⑪ 市内のロータリークラブとの連携

「災害時及び平時における協力に関する協定」に基づき、市内の4ロータリークラブ（大曲、大曲南、大曲中央、大曲仙北）と、市内で自然災害が発生した際の被災地及び被災者への支援など速やかにかつ効果的に行えるようにするとともに、平時においても地域福祉の発展や人材育成につながるための連携、協力を進めます。

### 3. 「支え合おう！」誰もが互いを気遣い、支え合う地域共生社会を目指します

#### ① 小地域ネットワーク活動の充実

民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、何らかの支援が必要な世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークづくりを進めます。きめ細やかな支援ができるように、

行政や関係機関、事業者等と情報の共有と連携を強化し、ネットワークの質を高めます。

## ②福祉実態調査

社会的な支援を必要とする世帯の把握に努め、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て「気になる世帯」や「除雪ボランティア大仙雪まる隊」除雪対象世帯の調査を行います。

また、「気になる世帯」に対しては、関係機関等から情報を収集し、職員が訪問等を行い、関係者と共に見守りや生活支援などのネットワークづくりを行います。

## ③福祉関係機関等との連携

要援護世帯の事故や犯罪被害を防止するためのネットワーク活動を進めるため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化します。

- ・地域福祉関係機関等連絡会
- ・各地区民生児童委員協議会定例会への出席
- ・地域ケア会議への出席
- ・防火診断（消防と協力）

## ④福祉員活動の推進

地域福祉のアンテナ役として、地域や町内ごとに福祉員を委嘱します。

福祉員は、身近な生活課題を早期に発見し、社協や民生児童委員につなげる橋渡としての活動や、社協会員の募集、福祉情報を発信する活動を進めます。

また未設置地域への設置に関しては、年次計画をたて段階的に解消していきます。

## ⑤お隣ネット活動

地域の見守り等が必要な世帯（緊急通報システム設置世帯等）に対し、民生児童委員、協力員等が集まり茶話会を開催し、利用者の生活や身体状態を含めた情報交換、緊急時対応の確認を行います。

## ⑥ふれあいコール〔市受託〕

緊急通報システム利用者に対し、週1回安否確認のための「ふれあいコール」を行います。また、年間を通してふれあいコールの市民ボランティアを募集し、地域の福祉力を高めていきます。

## ⑦福祉のまちづくり委員会

福祉のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の把握や社協事業への意見・提言を行い、くらしサポート協議会と連携して地域福祉活動を推進します。

⑧ 町内会長等地域代表者会議

地域の代表者である町内会長等に社協事業についての理解を図るとともに、地域が抱える福祉課題について共通の認識をもち、解決に向けた連携を図ります。

⑨生活支援体制整備事業〔市受託〕

くらしサポート協議会委員のそれぞれの強みやネットワークを活かし、生活支援コーディネーターや地域の住民、関係団体等と協働して、住民主体の支え合い活動を進めます。

⑩結いっこサービス事業

日常生活を送る上で、話し相手や軽易な手助けが必要になったとき、「結いっこサポーター」が希望する方の自宅に伺いサービスを提供するとともに、買い物支援を毎月実施し、高齢者等の買い物の不便解消を図ります。

また、結いっこサポーター・社協職員による定期的な気になる世帯への巡回声掛け訪問活動を実施します。

⑪身守りカードの発行

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカード（室内用・携帯用）を、希望者へ配布します。あわせて、地域での交流の場や関係団体等との連携により、事業の周知を強化します。

また、年数経過等のため記載内容に変更が生じたカード保持者には、希望によりカードの更新を行います。

⑫地域福祉活動推進団体への支援

地域福祉の推進に取り組む団体に対し「福祉のまちづくり推進事業助成」を行い、団体活動を支援します。

⑬地域の独自事業

○ふれあい事業（協和）

10月と12月の2回、90歳以上の高齢者と76歳以上の一人暮らし高齢者の方へ弁当を届けます。弁当の掛け紙は、協和小学校児童が作成し、協和中学校生徒が書いた手紙を添えて市民ボランティアと民生児童委員が配達を行います。

4. 「受け止めよう！」 あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援の仕組みをつくります

① 社協の福祉相談事業

障害者相談支援事業所や介護サービス、高齢者包括支援センターの各部門と密接に連携し、市民の身近な相談窓口としての機能を強化します。また、若者向



けの相談窓口を充実強化し、若者の貧困などにも対応できるよう関係機関との連携を強化します。

② 高齢者等相談支援事業〔市受託〕

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談（年12回）、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談（年3回）を実施します。

③ 生活困窮者自立支援事業〔市受託〕

就労や生活に困りごとや不安を抱えている世帯の問題に対し、必要な支援を相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

生活のやりくりの問題を抱えている世帯に対しては、家計の根本的な課題を把握し、相談者自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援プランを作成、必要に応じて貸付の紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。

また、随時支援調整会議を開催し、生活困窮者への支援プランについて、関係機関と検討、共有、評価を行います。

④ 生活困窮者自立支援金給付事業〔市受託〕

新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活に困窮しているが、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方々の生活再建に対し、相談及び申請受付業務を行うとともに、新たな就労等に円滑に移行できるよう関係機関と連携し、支援を行います。

⑤ 食料支援事業

従来から実施しているコープフードバンクに加え、日本郵便（株）秋田東部地区連絡会仙北西部会（11郵便局）と社協本所並びに各支所に設置されたフードドライブポストを通して集められた食料品等を、福祉的ニーズを抱えている方に支援物資として提供します。

⑥ 重層的支援体制整備事業〔市受託〕（新規）

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等、事例全体の調整機能を果たし、主に支援者を支援する役割を担います。必要に応じて支援関係機関と連携しながら、相談者本人に直接会ってアセスメントを行うといった直接的な支援も行っていきます。

今年度は、移行準備期間として社協内部の体制の整備並びに多機関協働の体制を整備します。

## 5. 「届けよう！」 必要とする人に適切な福祉サービスを届けます

### ① 食の自立支援事業〔市受託〕

利用者宅に定期的に職員やボランティアが訪問し、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに安否確認を実施します。

### ② 日常生活自立支援事業〔県社協受託〕

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをします。

#### ○福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどを行います。

#### ○日常的金銭管理サービス

日常生活に必要なお金の出し入れや、公共料金等の支払いを行います。

#### ○書類等の預かりサービス

預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かります。

### ③ たすけあい資金貸付事業

一時的に生活が困難になった低所得世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付を行います。

また、滞納者への督促の早期対応などを行い、新たな資金貸付のための財源確保に努めます。

### ④ 生活福祉資金貸付事業〔県社協受託〕

経済的に生活が困難な低所得世帯や障がい者世帯等に対し、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、資金借入の相談や申請手続などの支援を行います。

### ⑤ 広報の発行

広報「社会福祉だいせん」を発行し、市内全世帯へ配布します。また、社協の事業を紹介するポスターを作製し、社協の地域福祉活動を市民にPRします。

### ⑥ ホームページ、SNSなどによる広報の充実・強化

インターネットを活用し、社会福祉協議会の福祉サービスや福祉活動などを紹介するため、ホームページを作成します。またアクセス増及び収入増につながるアイデアを集約し、バナー広告の募集も行います。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）については、活用できる環境の整備を図ります。

⑦コミュニティFMの活用

赤い羽根共同募金運動の周知や災害発生時における災害ボランティアの募集などの様々な社協の情報をラジオ放送を活用して発信します。

⑧社会福祉大会の開催

福祉活動にかかわる関係者が一堂に会し、「地域のみんなで支え合うぬくもりのあるまちづくり」を目指して開催します。

⑨車いすの貸出

短期間の外出等に使用するための車いすを無料で貸出します。

⑩歳末たすけあい配分事業

市共同募金委員会からの配分を受け、各地域の実情に合わせた援護活動等を行います。

○見舞金等の贈呈事業

要援護世帯等に見舞金品等を贈呈します。

○ふれあい年賀状事業

一人暮らし高齢者約2,400世帯に対し、市内の児童・生徒が作成した年賀状を送付し、学校と地域、世代と世代をつなぎます。

⑪権利擁護センター事業(新規)

身近な地域において成年後見制度に関する相談を受け、日常生活自立支援事業から成年後見制度利用までを一元的に支援する権利擁護センターの設置及び法人後見事業に取り組み、権利擁護体制の構築を図ります。

法人後見事業の実施に向けては、先進地社協の視察研修や県社協のモデル事業(1年間)への参加を目指すなど、関係機関と連携をしながら進めます。

⑫地域の独自事業

○福祉講座(西仙北)

暮らしに役立つ福祉や生活に関する情報を、地域の方々に直接届けるための福祉講座を開催します。

○火災警報器設置(中仙)

高齢者世帯を火災から守るため、希望者宅に火災警報器を設置します。

○紙おむつ援助事業(南外・仙北)

社協を通して購入した紙おむつ代金の一部を援助します。

○西仙北高齢者ふれあいセンター指定管理事業(西仙北)

地域住民が多数利用し、各種活動に積極的に活用できる環境づくりに努めます。

○ふれあい花壇交流事業(西仙北)

ふれあいセンター内でボランティアなど地域住民の協力を得て、花壇づくりを行います。

### Ⅲ 介護サービス部門

要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活し続けられるように医療機関や高齢者包括支援センター、他事業所等と連携し、介護保険サービスや障害者総合支援サービスを各ステーションが拠点になり提供します。

本会の収益事業の柱である介護部門の収益増を図るため、ケアマネジャー1人当たりの担当件数と訪問介護員の平均稼働時間を増やす取組みを進めると同時に、訪問介護員には処遇改善補助金・交付金を活用した「処遇改善手当」を毎月支給することでモチベーションアップを図ります。また、新たに、ケアマネジャーへのインセンティブとして平均担当件数の増加に応じた「居宅介護支援手当(仮)」を支給するための仕組みについても検討し、令和5年度からの支給を目指します。

「住民のニーズに応える事業、活動を実施する」という社協の原点に立って、地域の福祉ニーズに応じたサービスを展開していく必要があることから、高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、日常生活の中で、公的な制度では受けられないサービスを必要とする人に活用して頂く「ちょっとサービス」について、令和4年度からは利用者及び支援の対象を拡げ、介護サービスの利用者や核家族化で支援が得られない子育て中の主婦の買い物支援などのサービス提供を行います。

#### (1) 介護保険サービス

法令遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

##### ① 訪問介護事業

利用者が、可能な限りその人の能力に応じた日常生活を営むことができるよう訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅に訪問しサービスの提供に努めます。

令和4年度も引き続き質の高いサービスを提供するため、職員が個々に研修目標をたて、一人一人のスキルアップが図れるよう研修を重ねていきます。

##### ② 訪問入浴事業

西部介護ステーションで看護師と介護員の3人体制で訪問し、主治医と連携を図りながら安心して入浴してもらえるようサービスの提供に努めます。

##### ③ 居宅介護支援事業

介護保険の目的に添って、要介護状態の軽減または悪化の予防に資することをめざして、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう他機関と連携を図りながらケアプランを作成し、利用者の自立支援を行います。

##### ④ 要介護認定訪問調査(大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託)

要介護認定を申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態について調査を行います。

⑤介護予防ケアプラン、介護予防ケアマネジメント作成(大仙市から受託)

要支援と認定された方やチェックリストで総合事業対象者と認められた方が、要介護状態に陥らず自分らしく生活が送れるよう介護予防プランや介護予防ケアマネジメントプラン作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

(2)障害者総合支援サービス

法令を遵守し、障がいの状態に応じて対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業

利用者や家族の要望に合わせた訪問介護を行い、可能な限り自宅で生活できるように援助を行います。

また、同行援護については、利用者の安全に細心の注意をはらいながら援助を行います。

②地域生活支援事業(市から受託)

障がい者の安心、安全を第一に考えた外出支援や、自宅浴が困難な方への訪問入浴介護を行います。

③特定相談支援事業、障害児相談支援事業

障害児・者、ご家族からの相談に応じて障害福祉サービスを始め、必要な情報提供や助言などを行い、地域の様々な繋がりを活用しながらご本人の自立生活支援を行います。

(3)その他

①ちょっとサービスの実施

公的サービスでは補えず、日常生活に支障のある高齢者世帯や障がい者世帯、核家族化で支援が得られない子育て中の主婦などに対象を拡げ、調理や掃除、買い物、病院内の付き添い、入院中の支援などを行います。

新しく介護保険の利用者さんもワンコイン 20 分のサービスを介護サービスに追加することで、今まで対応出来なかった介護保険外のサービスが利用可能になるようにします。

②介護入門講座実施事業(大曲仙北広域市町村圏組合から受託)

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に係るうえでの不安を払拭するための基本的な知識を身につけていただく研修を行います。

## IV 高齢者包括支援センター（南部・協和）部門

大曲仙北広域市町村圏組合から旧大曲の南部地域と協和地域を受託しています。高齢者の様々な相談に応じながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していきます。介護保険サービスだけでなく、その他の公的なサービスやインフォーマルサービスなど多様な社会資源が活用できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

### 1. 受託業務内容

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

##### 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業を利用する要支援者等に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他状況に応じ、選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行い、地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

#### (2) 包括的支援事業

##### ① 総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用へつなぐなどの支援を行います。

##### ② 包括的・継続的ケアマネジメント業務

医療機関を含めた関係機関と連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携支援、主治医、ケアマネジャーなどの関係機関や多職種連携により、包括的・継続的ケアマネジメント実現のための後方支援を行います。

定期的な地域ケア会議や必要に応じた個別ケア会議の開催によりネットワークの構築や地域づくりを推進します。

##### ③ 認知症総合支援事業

###### 1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

###### 2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる

よう地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。認知症カフェの継続的な運営支援や認知症の方を支える地域のつながりを支援することにより認知症の方の家族の介護負担軽減を図ります。

(3) 任意事業

・ 認知症サポーター等養成事業

地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。認知症の正しい理解や認知症の方への接し方などについて学び、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。認知症に関する広報・啓発活動を行います。

2. その他の地域支援事業への積極的な関与と参加協力

大曲仙北広域市町村圏組合が行う地域支援事業及び諸会議への参加や大仙市が行う認知症地域支援事業への参加、協力するとともに、大仙市と連携をとり業務を行っていきます。また、定期的に行われる専門職ごとの会議やその他の諸会議に参加していきます。

3. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援等の一部を居宅介護支援事業所へ委託します。